

報 告

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月28日、職員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、本年の民間給与と職員給与の較差、月例給に係る人事院勧告の内容等を踏まえ、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

このたび、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、本報告を行うものである。

1 職員の給与

本委員会が本年4月1日現在で実施した「令和2年職員給与実態調査」によると、「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」等の適用を受け、本委員会の給与勧告の対象とされている職員（以下「職員」という。）の総数は18,413人であって、これらの職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、研究職、医療職、教育職及び特定任期付職員の給料表の適用を受けている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者4,483人の平均給与月額額は358,203円であり、その平均年齢は43.0歳、男女別構成は男性69.2%、女性30.8%、学歴別構成は大学卒67.0%、短大卒6.6%、高校卒26.4%、中学卒0.1%となっている。

（職員の給与等に関する報告及び勧告（令和2年10月28日） 別紙第1 報告 第1の1 参照）

2 月例給に関する民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精確な比較を行うため、企業規模50人以上

で、かつ、事業所規模50人以上である県内の494の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した167の事業所を対象に、「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の22職種6,872人及び研究員、教員等の32職種276人について、本年4月分として支払われた給与月額等の調査を行った。

(職員の給与等に関する報告及び勧告(令和2年10月28日) 別紙第1 報告 第1の2 参照)

3 月例給に関する職員給与と民間給与との比較

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務にあつては行政職、民間にあつてはこれに相当する職種の職務に従事する者について、責任の度合い、学歴及び年齢が同等であると認められる者の相互の給与をラスパイレ方式により比較したところ、次表に示すとおり、1人当たり平均にして職員給与が民間給与を190円(0.05%)下回っている。

民間給与と職員給与の較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
364,359円	364,169円	190円 (0.05%)

- (注) 1 民間給与は、その責任の度合い、学歴及び年齢別の平均給与月額を算定し、これに対応する公務の職員数により加重平均したものである(ラスパイレ方式)。
 2 民間にあつては本年度の新規学卒の採用者を、公務にあつては本年度の新規採用者、公益的法人等派遣職員、専従休職者等を除いている。
 3 民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
 4 職員給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤手当(これに準ずる手当を含む。)及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)を合計した額である。

4 職員給与と国家公務員給与との比較

昨年4月における本県の行政職給料表適用者と国の行政職俸給表(一)適用者の給料月額を、学歴及び経験年数を考慮して比較すると、国家公務員を100としたときの職

員のラスパイレス指数は100.2となっている。

(職員の給与等に関する報告及び勧告(令和2年10月28日) 別紙第1 報告 第1の4 参照)

5 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国、山口市とも0.1%上昇しており、また、本年4月の山口市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ157,710円、180,270円、202,823円となっている。

(職員の給与等に関する報告及び勧告(令和2年10月28日) 別紙第1 報告 第1の5 参照)

6 人事院の報告

人事院は、本年10月28日、月例給について民間給与との較差(△0.04%)が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わないことを報告した。

人事院の報告の概要については、5ページのとおりである。

7 本年の給与の改定

職員の給与決定に関係のある基礎的な諸条件は、これまで述べてきたとおりであり、本委員会は、職員給与と民間給与、国家公務員給与等との比較結果及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、職員の給与について、次のとおり判断した。

(1) 月例給

本年の職員給与と民間給与の較差がわずかであることや人事院が月例給の改定を行わない旨を報告したことを踏まえ、月例給の改定を行わないことが適当である。

(2) 特別給

(職員の給与等に関する報告及び勧告(令和2年10月28日) 別紙第1 報告 第1の7(1) 参照)

